

沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案に対する県民意見への対応（提出された意見及びこれに対する県の考え方）

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	—	<p>若年層の出産・育児には母子への様々な配慮が必要となり、殊に重要となるのは、当事者である母「困難な問題を抱える女性」自身がこどもでありその権利が保障されないまま、「監護すべき児童」の保護者としての権利と義務が課せられるという点である。</p> <p>「困難な問題を抱える女性」としての保護以前に、この女性が有する「子どもの権利」が満たされ、その上で「困難な問題を抱える女性」として保護され、「監護すべき児童」とともに母子保護の観点から支援されることが望ましい。</p>	<p>本条例は、社会福祉法第 65 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉施設である女性自立支援施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営の基準を定めるものです。</p> <p>本条例において、女性自立支援施設が、健全な環境のもとで、女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合）の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めることを規定してまいります。</p>